

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

交野市長

公表日

令和3年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政措置による予防接種について当該市内に居住するものに対し、期日又は期間を指定して定期又は臨時的予防接種を実施し、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルを取扱う事務: 予防接種の実施、予防接種の実費徴収、無料券の発行、予防接種の記録、予防接種の勧奨・案内通知等の作成・発送、健康被害の救済措置、集計、委託料支払い、補助金・交付金支払い
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の16の2,17,18,19,115の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健やか部 健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	交野市 総務部 総務課 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 電話072-892-0121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	交野市 健やか部 健康増進課 〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号 電話072-893-6405

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年04月01日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー	事後	
平成29年04月01日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	
平成29年04月01日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の17,18,19の項	情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の16条の2,17,18及び19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2,第12条の3,第13条及び第13条の2 情報提供の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の16条の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2	事後	
平成29年04月01日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年04月01日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	
令和1年6月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の16条の2,16条の3の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2	情報提供の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の16条の2,16条の3の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2,第12条の2の2	事後	
令和1年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 寺島 祐理子	課長	事後	
令和1年6月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月6日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年6月12日	I 関連事務 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市内に居住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施し、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務: 予防接種の実施、予防接種の実費徴収、無料券の発行、予防接種の記録、予防接種の勧奨・案内通知等の作成・発送、健康被害の救済措置、集計、委託料支払い、補助金・交付金支払い	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政措置による予防接種について、当該市内に居住するものに対し、期日又は期間を指定して定期又は臨時の予防接種を実施し、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務: 予防接種の実施、予防接種の実費徴収、無料券の発行、予防接種の記録、予防接種の勧奨・案内通知等の作成・発送、健康被害の救済措置、集計、委託料支払い、補助金・交付金支払い	事後	
令和2年6月12日	I 関連事務 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	番号法第9条第1項 別表第一の10, 93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	
令和2年6月12日	I 関連事務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の16条の2,17,18,19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2 情報提供の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の16条の2,16条の3,115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2,第12条の2の2	情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の16の2,17,18,19,115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2 情報提供の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の16の2,16の3,115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2,第12条の2の2	事後	
令和3年2月19日	I 関連事務 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政措置による予防接種について、当該市内に居住するものに対し、期日又は期間を指定して定期又は臨時の予防接種を実施し、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務: 予防接種の実施、予防接種の実費徴収、無料券の発行、予防接種の記録、予防接種の勧奨・案内通知等の作成・発送、健康被害の救済措置、集計、委託料支払い、補助金・交付金支払い	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政措置による予防接種について、当該市内に居住するものに対し、期日又は期間を指定して定期又は臨時の予防接種を実施し、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務: 予防接種の実施、予防接種の実費徴収、無料券の発行、予防接種の記録、予防接種の勧奨・案内通知等の作成・発送、健康被害の救済措置、集計、委託料支払い、補助金・交付金支払い	事後	